

香川県宅地建物取引業者名簿等、積立式宅地建物販売業者名簿等、不動産特定共同事業者名簿等及び小規模不動産特定共同事業者登録簿等閲覧規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月25日

香川県知事 池 田 豊 人

香川県規則第55号

香川県宅地建物取引業者名簿等、積立式宅地建物販売業者名簿等、不動産特定共同事業者名簿等及び小規模不動産特定共同事業者登録簿等閲覧規則の一部を改正する規則

香川県宅地建物取引業者名簿等、積立式宅地建物販売業者名簿等、不動産特定共同事業者名簿等及び小規模不動産特定共同事業者登録簿等閲覧規則（昭和27年香川県規則第51号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(閲覧時間等) 第3条 略 2・3 略 4 前項の場合には、あらかじめ、その旨を閲覧所前に掲示するとともに、<u>インターネットの利用その他の方法により周知する。</u></p>	<p>(閲覧時間等) 第3条 略 2・3 略 4 前項の場合には、あらかじめ、その旨を閲覧所前に掲示する。</p>

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。